二、公務傷病者の調査

先づこれ等の者の身分の把握でありますが、死亡者と同様、本人や家族の申立だけでは、直ちにその人が軍人、軍属であって、公務に起因する、傷病であったかを決定することは甚だ危険性があるのでその人の入隊から公務傷病の事実についての現認者等の証言を徴し調査究明し、傷病者としての判定をやります。

この判定によって障害年金、傷病恩給の請求手続きをやることになります。

以上の他に復員後死亡者についての調査がありますが、これは在隊中の傷病に起因して帰還後、死亡した者の調査でありまして、調査の結果によって、援護法若くは、恩給法の適用を受けることになります。

三、第三十二軍特の調査

戦争中、沖縄は第三十二軍に属し、その隷下に約一五〇に及ぶ部隊があった。従って各人はその一五〇の内の一つの部隊に配属されることになるが沖縄の実情を知らない日本本土に疎開している家族は簡単に復員局に届出をなし、復員局では一応三十二軍隊として、死亡広報が発行されたのであるが復員業務の開始を見た今日、確実な所属部隊、死亡場所、身分等を調査究明する必要が生じたので新しく調査票を提出せしめて、旧公報を添えて、死亡処理のやりなおしをやって新しく死亡公報が発行されることになります。

四、戦斗協力者について

戦時中、国家騒動員法に基づいて徴用され敵弾により死亡し、負傷を受けた者及び軍の要請により戦斗に協力し任務遂行中、死亡又は負傷した者に対しては三万円（日円）の弔慰金が国債で支給され、一九五五年一月一日からは遺族給与金が五ケ年間支給されます。

外地関係の場合は遺族は「戦斗参加申立書」を添付してすぐ弔慰金を請求し、傷病者は障害年金を一九五九年一月から請求することになる。沖縄関係の場合は次の方法で処理される。

1、遺族から戦斗参加申立書を市町村役場に提出する。

2、市町村はこの申立書を審査して、戸籍照合の上義勇隊、直接戦斗、弾薬、食糧、患者等の輸送、陣地構築、炊事、救護等雑役、食糧供出、四散部隊への協力、壕の提供、職域による協力、区村長としての協力、海上脱出者の刳舟輸送、特殊技術者、馬糧蒐集、飛行場破壊、集団自決、道案内、遊撃戦協力、スパイ嫌疑による惨殺、漁労勤務、勤労奉仕作業等二十種のケースに分類してこれに戦斗参加概況書と添付し、連名簿を四部作成して援護課に送付する。

3、援護課ではこれを審査して事実認証の上、厚生省末帰還調査部海軍は佐世保地方復員部に進達する。

4、厚生省末帰還調査部、又は佐復ではこれを審査の上、連名簿に該当、非該当の印をおして、援護課に返信する。

5、援護課では諸帳簿を整理して、連名簿を市町村に送付する。

6、市町村からこれによって、該当遺族に通知して弔慰金の請求手続きをなさしめる。

以上の順序によって事務が進められているが、沖縄関係の該当者は約三三、〇〇〇件を予定していて、昨年八月からこの事務を開始して一九五九年三月までに弔慰金の請求が出来るより努力しています。

五、靖国神社の合祀

復員処理によって死亡された、軍人軍属及び戦斗参加者として確定された者は、靖国神社に合祀され、毎年春秋二回の例大祭で慰霊される。

2、復員業務の経過

一九五二年（昭和二七年）四月、日本本土においては、戦傷病者、戦没者遺族等援護法が公布施行され、翌二十八年八月未帰還者留守家族等援護法及び恩給法の一部改正による軍人恩給の復活となり、軍人、軍属の援護業務が急速に実施を見たのであるが、今次大戦により行政分離となり、米国の管理下にある沖縄はどうなるかと憂慮されていた。

本土においては旧連隊区司令部及び県庁、市町村等の旧資料に基づいて終戦当時から

引続き復員業務を実施しているので、何等支障を来たさないのであるが、沖縄の場合は総べての資料を焼失しているため援護業務遂行の先行となるべき復員業務の方針の樹立が困難となった。然し日本政府では、犠牲の多い沖縄をこれらの法律から除外出来ず、先づ厚生省で復員処理済の一九〇〇〇余件を最初の援護法対象として昭和二十八年から援護法を施行し、逐次復員業務の方針を決定して業務を進めることになった。昭和二十八年十二月、厚生省復員係官、松本事務官が復員関係調査票、十一万枚を携えて来県し、職員並びに市町村職員に対し、事務研修を行い各市町村に用紙を配布して、新聞ラジオを通して、趣旨及び記入方法等の徹底を計り、調査を実施し、生存者を含めて、四万五千の申告書を受理した。然しこの調査票は内容複雑にして、且つ陸海軍の別、生存死亡別もなく同じ用紙であるため、これをまとめて集計する困難性があり、厚生省でも仲々処理方針が樹立出来ないままに年月を消費した。援護推進と共に、復員業務の促進が叫ばれるようになり、琉球政府並びに関係団体は復員業務の早期開始方を厚生省に陳情を重ねた。

一九五五年七月、厚生省から三担当事務官の来島により本格的実情調査がなされた結果、もみにもんだ復員業務もようやく開始の運びとなり、沖縄戦関係の戦没者も死亡処理されるようになり、現在にいたっている。その間調査内容の変更、事務的隘路の改訂もあったが、沖縄関係については、八〇%以上処理され、海軍関係及び外地関係が七千件が未処理となっている。

戦斗協力者の処理については、一九五七年五月厚生省の方針が決定したので、仝年八月から事務の開始を見た。生存者の復員処理は（傷病者以外）はまだ方針が確定してないが本年末までには事務開始が出来るよう実現に努めている。

援護諸給与のあらまし

給与係長　兼　本　盛　一

（一）、戦傷病者の援護について

もと軍人軍属で在職中に公務のため負傷し、又は疾病にかかりそのため不具癈疾となった者に対する援護措置は次の法律によって実施されている。

（１）、恩給法（大正十二年法律第四十八号）

（２）、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）

（３）、未帰還者留守家族等援護法（昭和二八年法立第百六十一号）

（４）、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二五年法律第二百五十六号）

（一）恩給法関係

1　戦傷病軍人軍属に対しては、障害の程度に応じて増加恩給が支給され、その他の軽病者には傷病年金又は傷病賜金が文始される。

2　もと軍人軍属に対する恩給は、終戦後の昭和二十年十一月に連合国軍最高司令官から発せられた覚書に基いて制定された恩給法ノ特別ニ関スル件（昭和二十一年勅令第六十八号）によって公務傷病によるもの以外は昭和二十一年一月限りで支給停止となり、その傷病恩給も特別項症から第六項症までの重症者に対してのみ年金たる増加恩給が認められ、第七項症から第六目症までの軽症者には一時金たる傷病賜金が給されることになった。

その後二回にわたって改訂があったが、昭和二十八年法律第百五十五号として公布施行された「恩給法の一部を改正する法律」により軍人軍属並びにこれらの者の遺族の恩給は或る程度の制約はあったが再び復活し、更に昭和二十三年法律第百二十四号「恩給法等の一部を改訂する法律」によって恩給年額が引上げられた外、適用範囲もひろげられ爾後重症者の傷病恩給も、請求時にさかのぼって支給されるようになった。

3　恩給診断の実施

昭和二十八年法律第百五十五号により軍人軍属の恩給が復活し、沖縄にも恩給法が適用されることになったので、傷病恩給（増加恩給、傷病年金、傷病賜金）及び更生医療

給付、療養給付等の諸業務を早急に実施するため一九五五年一月に引揚援護局の担当事務官一名と専門医師四名（外科二、内科一、眼科一）を招へいし、約二ヶ月に亘って二千三百名の恩給診断及び診療を実施し、更に現地医師二名によって軍属一二七名、精神科六三名、計一九〇名を診断せしめそれに基いて同年五月から請求事務を開始した。

4　増加恩給

（イ）増加恩給

増加恩給は、比較的傷病が重いものに給されるもので恩給法に定める特別項症から第七項症までの不具癈疾者に支給される。

（ロ）普通恩給併給

増加恩給には普通恩給が併給されるが、在職年が普通恩給の最短年限に達しない場合でも、最短年限に対する額が給される。なお、増加恩給に併給される普通恩給には、若年停止は適用されない。

（ハ）扶養加給

妻及び退職当時から引続いて本人により生計を維持し，又は生計を共にする祖父母、父母及び未成年の子だけが扶養家族として認められ一人につき四千八（日円）が加給されていたが、今回の改正で増加恩給についての加給制度を改め、退職後生れた子も員数の制限はあるが加給恩給に加えることとし、昭和三十四年一月分から二千四百円（日円）支給され、更に特別項症から第二項症までの重症者に対しては家族加給の外に、昭和三十三年十月以降二万四千（日円）の介護手当が支給されることになった。

（ニ）旧第七項症（新第一款症）に係る増加恩給制度は勅令第六十八号によって廃止され、経過的に法律第百五十五号施行前（昭和二十八年八月一日前）に給与事由が生じたものに限り、昭和二十九年四月一日から支給されることになったが、受給者の選択により一時金として傷病賜金を受けることができる。

（ホ）従来は退職後五ヶ年以上を経過して傷病が増悪した場合の増加恩給又は傷病年金は、恩給審査会の議決した翌月から支給されることになっていたが、今後は審査会の決議によっては議決をする月以前にさかのぼって受給できるようになった。

5、傷病年金

（イ）受給要件

もと軍人軍属で在職中（昭和二十八年七月三十一日以前）に公務傷病にかゝり、昭和二十九年四月一日において傷病の程度が恩給法の第二款症（旧第一款症）から第五款症（旧第四款症）までの軽傷者に年金として傷病年金が支給されるが、本人の選択によっては、一時金として傷病賜金を受けることができる。

（ロ）傷病年金にあっては、在職年が最短恩給年限に達していない場合は、普通恩給は併給されない。

6　傷病賜金

傷病賜金は、下士官以下の軍人で、恩給法に定める第一目症第二目症程度の軽症者及び法律第百五十五号施行後（昭和二十八年八月一日以後）において公務傷病にかかり、第一款症から第五款症までの障害をのこす者、又は旧第七款症（第一款症）に係る増加恩給又は傷病年金を受くべき者で、本人の希望によって傷病賜金を選択したものに給せられる。

（１）一時金たる傷病賜金は，従来下士官以下の軍人のみに給せせられるもので、旧法の規定では、傷病賜金を受くべき傷病の程度は第一目症から第四目症まで定められていたが、勅令第六十八号により障害程度の比較的軽い第三目症及び第四目症にかかる傷病賜金は廃止され、第一目症及び第二目症の支給額は若干増額された。

改正法（法律第百五十五号）では第一目症は復活の措置をとっていない。

（２）旧第七項症に係る増加恩給及び傷病年金の制度は勅令第六十八号、法律第百五十五号よって廃止され、これらの年金恩給を一時金たる傷病金の制度に切替えて、昭和二十八年八月一日から昭和二十九年四月一日までに給与事由の生じた旧第七項症又は第一款症から第四款症までの傷病については傷病賜金（第七項症に係る増加恩給又は傷病年金に代るべき傷病賜金）を支給することとした。

ただし、昭和二十八年一日以前に受けた公務傷病が旧第七項症又は第一款症乃至節四款症に当る場合は、増加恩給又は傷病年金を給することとし、その者が希望すれば、これらの年金恩給に代えて傷病賜金を給することになった。

（二）戦傷病者戦没者遺族等援護法関係

援護法は昭和二十七年法律第百二十七号として公布施行されたが、沖縄地域にも該法が適用され、恩給法に定める第三款症以上の障害者に対しては、その障害の程度に応じて障害年金又は障害一時金が支給せられ、更に戦傷病者の職業能力を回復させ、その社会人としての更生を図るため更生医療を行い、また補装具を支給修理し、重症者は国立の保養所に収容されることになり、一九五三年七月から障害年金等の請求事務が開始された。

一、障害年金及び障害一時金

（1）適用対象

（イ）戦地勤務の軍属（有給の嘱託員、雇員、傭人、工員、鉱員等）であった者が在職中又は終戦後引続き海外に在って復員するまでに公務により受傷し、又はり病した場合、その障害の程度に応じ障害年金又は障害一時金が支給される。

（ロ）従来、旧国家総合員法に基いて徴用された者、軍の要請によって戦斗に参加した者等で、公務上負傷し、又は疾病にかかった者には何等の処遇も与えられていなかったが、昭和三十三年の改正によって、これらの者も準軍属として取扱われ、軍人軍属の半額の障害年金（ニ五、五〇〇日円）が支給されることになった。

（ハ）もと軍人で増加恩給の裁定のあった者（昭和二十七年三月三十一日以前に恩給を受ける事由が生じたもの）は、少数の例外（在職年の長い高階級者）を除き、援護法による障害年金を受給していたが、昭和二十八年法律第百五十五号で軍人恩給が復活したのに伴い同年八月一日から恩給法に移され、失権等特殊事情にある者の人が継続受給できる。

（2）公務傷病の範囲

（イ）昭和三十九年の改正前までは恩給法に定められる特別項症から第六項症までであったが、昭和二十九年律第六十八号の規定によって特別項症から第三款症（旧第二款柾）まで拡大された。

（ロ）恩給法の特別項症から第六項症及び第一款症から第三款症に該当する傷病者に障害年金が支給され、障害の程度が第一款症から第三款症までの者で、不具癈疾の程度が将来増進し、又は低下することがないと認められる者に対しては障害一時金が支給される。

（ハ）昭和二十年九月二日前の受傷、り病の場合は「戦時災筈」によるものでなけれはならなかったが、昭和三十三年法律第百二十五号によって、その要件は除かれた。

（ニ）昭和三十三年の改正によって、特別項症から第二項症までの重症者に対しては三万一千（日）円、第三項症から旧第七項症（第一款症）までは七千（日）円が加給されることになった。

二、更生医療

1　給付の対象

もと軍人軍属であった者で、公務のため負傷し又は疾病に罹り、恩給法別表に定める第五款症程度以上の障害を有する者に対して、その職業能力を回復せしめ、社会人として更生させてゆくため更生医療の給付の対象は主として外科的疾患で整形手術等の治療を要するものが多く、内科疾患等は適用範囲から除かれている。

2　給付及び実施の機関

厚生医療の給付は厚生大臣が行うものであるが、沖縄の場合は東京都知事に委任されており、現地に指定医療機関がないので本土の医療機関（東京厚生年金病院）で受給している。

3　沖縄の在住の戦傷病者に対する更生医療及び補装具の給付事務は「沖縄戦傷病者援護事務処理要領」によって実施されているが、更生医療及び補装具給付申告に対し、その事前判定業務（医療的判定）を行う医師とにして現地医師五名を東京都に推せん

し、事前判定医として次の専門医師が委嘱された。

眼　科　　石川　敏夫
〃　　新里　幸徳　　外　科　　岸本　幸雄
耳鼻科　渡嘉敷　一郎　　〃　　名嘉真　武護

三、補装具支給

1　給付の対象

戦傷病者の更生を容易ならしめるため、第三款症程度以上の身体障害者に対しては、義手、義足等の補装具を支給し、又は修理を行っている。

2　補装具を支給する機関

補装具支給の権限は援護の実施機関に委任されているが、沖縄の場合は東京都知事である。

四、国立保養所への収容

1　戦傷病者で第二項症以上の重度の不具癈疾のため、家庭その他で面倒をみることが難かしいものは、国立の保養所に収容することになっている。

2　国立保養所への入所は、原則として援護法、恩給法による年金恩給の既裁定者について行っているが、伝染性疾患（結核、癩等）及び精神障害者は除かれている。

三、未帰還者留守家族援護法関係

一、未帰還者並びに留守家族の援護について

1　一九五三年八月「未帰還者留守家族等援護法」公布施行され、翌年七月から沖縄にも該法が適用されることになったので、留守家族手当、療費給付、療養費支給、葬祭費及び遺骨引取経費等の請求事務が開始された。

2　留守援護法による援護として外地未帰還者の留守家族に対して毎月一定額の留守家族手当が支給される外、末帰還者が帰還した後の必要がある場合には、一定の条件を具えた者に療費の給付を行い、身体に障害を残している場合には最高三万八千（日）円から一千六百（日）円までの障害一時金を支給し、又外地において未帰還者が死亡した場合は葬祭料として三千（日）円、遺骨引取経費として二千七百（日）円が支給される。

二、留守家族手当

1　外地未帰還者（ソ連、中共地域内に抑留されているという資料のある、もと軍人軍属及び一般邦人）の抑留家族に対し、未帰還者が復員又は死亡処理されるまでの暫定的援護措置として遺族年金と同額の留守家族手当が毎月支給されるが、沖縄においては三ケ月分ずつを取りまとめ支払われている。

なお留守家族のうち先順位の者に対しては月額二千九百三十（日）円が支給され他に留守家族がある場合には、一人につき月額四百（日）円が加給される。

2　未帰還者に支給されるべき普通恩給は、代理請求することができるが普通恩給の裁定があったときは、留守家族手当は支給されないことになっている。
ただし、裁定を受けた者が若年停止を受ける者である場合とか、普通恩給の額の多い場合は例外として、それぞれの場合に応じて、全額又は差額の支給をうけることができる。

3　未帰還者が帰還した場合は、その翌月から三カ月、又は未帰還者の死亡の事実が判明した場合にはその翌月から六カ月は継続して支給されるが、今回の改正で昭和二十年九月一日以前に外地で死亡した者（未帰還公務員ではない公務員）の死亡が昭和三十三年五月一日以後に判明した場合は普通恩給、扶助料、遺族年金が支給されるときは、この手当は内払いとみなされ、昭和三十三年四月三十日までに判明した場合は併給されることになる。

三、療養給付

療養給付業務が開始されたのは一九五四年九月以降であるが、帰還疾患は本土の指定医療機関（主として鹿児島県下の国立病院療養をうけている。）

1　療養をうける資格

（イ）未帰還者のうち未復員者、特別未帰還者又は「対日平和条約第十一条に掲げる裁

判」により拘禁されている者で未帰還者とみなされる者が従軍又は未帰還中に自己の責任に帰することのできない事由により負傷し、又は疾病にかかり、帰還の際、療養の必要があるか、帰還後も引続き療養中であり、現在の症状が療養を必要とする場合には療養の給付をうけることができる。
ただし歯牙の治療は原則として外傷的原因によるものであければならない。

2　帰還後発病した者については

（イ）原則として帰還後発病しその原因が外地勤務中にあることが明らかなもの

（ロ）昭和十二年七月七日以降の従軍又は未帰中に自己のその者の責任によらず受傷、り病した傷病が再発したもの

（ハ）療養をうけ一旦治療した傷病がその者の責任による原因がなくして再発したもの

3　療養給付をうけられる期間は七カ月である。

四、補装具の支給

帰還患者で義手、義足、補聴器等の補装具が療養上必要であるとか、又は必要とする状態に達したときは更生医療に附随して一回限り支給される。

五、葬祭料及び遺骨取引経費

1　未帰還者が死亡した場合にはその遺族（法定の遺族がない場合においては葬祭を行う者）に対し葬祭料及び遺骨取引経費が支給される。
なお帰還患者が療養中死亡した場合にも葬祭料としてなお三千（日）円が支給されることになっている。

2　沖縄県出身戦没者の遺族に対して支給される葬祭料及び遺骨引取経費は行政分離等の関係で沖縄への送金が出来なかったため第一次、第二次分は沖縄財団に委託し第三次から第六次までのまでの分は東京法務局（供託局）に供託された

3　支給額は当初旧法（未復員者給与法、特別未帰還者給与法）の額で支払われたのであるが、その後数次に亘って改訂され現行額は五千七百（日）円となっているので支給に当り新法（留守援法）施行後死亡の事実の判明した者の遺族に対して給される額と均衡をかくため政府並びに遺族連合会から「遺族に支払う場合は全部新改訂額で支給してもらいたい」と接渉したのであるが難点があって実現せず三千円未満は三千円に引上げ交給することに決定された。

4　沖縄財団関係の葬祭料及び遺骨引取経費について

（イ）連合国最高司令部（ＧＨＱ）の指示に基いて昭和二十三年五月以降数次に亘って沖縄出身もと軍人軍属の遺骨が沖縄に送還されたが、当時沖縄への送金は停止されていたので遺骨に附随して交付される死亡時給与金（葬祭料、遺骨引取経費、未支給給与）は沖縄知事代理官（福岡県内政部長）の諒解と第一、第二復員局の許可を得て第一次、第二次は沖縄財団が代理受領し支払い可能の分は本土在住の遺族関係者（主として九州疎開者）に支払い残りは財団が保管した。

代理受領額	二六，三二八，六二三（日）円
支払済額	五，六六二，八五五（日）円
残額	二〇，六六五，七五八（日）円

（ロ）その後財団から沖縄の遺族に対し一，六〇八，五五二（日）円（五三三，五八四八四（日）円）が支払われている。

六、障害一時金

外地未帰還者が帰還した後も障害を残している場合等

（イ）未帰還中自己の責任に帰することのできない事由により負傷し又は疾病にかかり帰還の際癒っている場合

（ロ）帰還後三年以内に癒った場合

（ハ）又は癒らないが療養期間を経過した場合にその障害の程度によって第一級三万八千（日）円から第十四級千六百（日）円までの障害一時金が支給される。
ただし昭和二十三年から昭和二十六年までに支給事由の生じたものはその半額、又昭和二十三年以前に支給事由の生じたものには十分の一の額が支給されることになっている。